

1. 事故発生の日時 令和2年8月19日(水) 10時45分頃

2. 事故発生の場所 那智勝浦町

3. 事故発生場所の工事名、工期

工事名：海岸整備工事

工期：令和元年8月29日～令和2年9月30日

4. 請負業者 県内建設業者

5. 事故発生状況

二次下請業者の作業員2名が携帯用丸のこ盤(以下、「丸のこ」という)を使用し型枠の切断作業を行っていたところ、型枠の裏側に残置していた栈木に丸のこが接触し、その反動で丸のこが跳ねたことにより、型枠を押さえていた被災者の左手に丸のこが接触し負傷した。

○男性1名負傷 左母指の不全切断等

6. 事故原因

- ・作業開始前に型枠の状態確認が十分に行われていなかったため、栈木があることによる作業の危険性を見逃していた。
- ・不安定な場所、姿勢で作業した。
- ・自分はケガをしないという油断があった。
- ・丸のこ等従事者教育(特別教育に準じた教育)を受講していなかった。
- ・元請事業者及びすべての下請事業者が参加する協議組織の会議(安全衛生協議会等)を定期的で開催しておらず、労働者の危険を防止するための指導が不十分であった。

7. 改善対策

- ・作業開始前には資機材の状態確認及び点検を十分に行い、危険性が存在する場合にはその原因を除去等した上で作業を行う。
- ・型枠の加工等の作業は安定した作業台上で行う。
- ・安全作業手順書を作成し、朝のKY活動時に確認を行い、安全対策を徹底することで、作業員全員の安全意識の向上を行う。
- ・丸のこ使用者には必ず特別教育に準じた教育を受講させる。
- ・安全衛生協議会を開催すると共に、元請事業者は毎作業日に行う巡視の際に、労働災害防止のために必要な指導を実施する。